

山口県報

平成25年
8月9日
(金曜日)

目次

告示

平成二十五年年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正（地域政策課）……………一

保安林予定森林（森林整備課）……………二

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………二

道路の区域の変更（道路整備課）……………三

通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定（道路整備課）……………三

通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定（道路整備課）……………三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（三件）（県民生活課）……………四

契約の締結（物品管理課）……………四

公安委告示

技能検定員審査の実施……………五

教習指導員審査の実施……………八

山口県告示第三百十六号

平成二十五年年度地籍調査事業計画に関する告示（平成二十五年山口県告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎



二 調査地域中「彦島田の首町一丁目」の下に、「彦島田の首町二丁目」を加える。

山口県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 長門市日置中字横坂三一五の七、三一五の八、三一五の三三、三一五の一六、三一五の三八から三一五の四〇まで
- 美祢市秋芳町別府字馬渡五九七、五九八の二、六〇二、一七四二、一七四四、一七四六の二、二〇五六、字大判ノ浴六五〇の一、六五一の一、六五三から六五八まで、六六〇、六六一、字早田七七〇、七七二の一、七七三の二、八一五の一、八一五の二、八一六の二、八一六の四、八一七から八一九まで、字千人塚八二〇、八二一、字諏訪ノ前二八八の一、二八八の二、二〇七〇、字道場一三〇八、字迫田一五五六の八、一五五六の二から一五五六の一五まで、字萩ノ尾一六八九の二、一六八九の三、一六九一、一六九二、字湯ノ上一六九四の一、一六九七、一七〇〇、一七〇一、一七〇二の一、一七〇五、一七二〇から一七三三まで、一七二四の一、一七二四の二、字埴山一六九八の一、一六九九の一、字船ヶ迫二七〇八の一、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一一の一、一七一二の二、一七二二、一七二四、一七二八、一七二九の二から一七二九の三まで、字大判の浴一七二五から一七三三まで、一七三五の一、一七三五の二、二八〇一、二八〇二、字岡一七三八、一七三九、一七四〇の一、字金子林二〇五九、二〇六一、二〇六五から二〇六八まで、字馬渡り二二二八の一、二二二八の二、字大判浴二二二九、字長林二八三二
- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐下字坂田平六七三の一、六七四から六七六まで、一八〇〇の一、字坂田一七九六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐下字坂田平六七六(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字矢代桃ノ河内二一九〇の一から二一九〇の二二まで、字矢代西ヶ輪二一九一、二二二〇、二二二二、二二二四から二二二六まで、二二二〇から二二二二

まで、二二二三の一、二二三四、二二三七、二二三一、二二三三の一、二二三三の二(次の図に示す部分に限る。)、二二三四、二二三六、字矢代墓ノ浴口二一九二、二一九三の一、二一九三の二、二一九五の一、二一九五の二、二四〇五、字矢代墓ノ浴二一九四、二一九六の一から二一九六の八まで、二一九七から二二〇一まで、字矢代西ヶ輪川平二二〇二の二、二二〇二の二(次の図に示す部分に限る。)、二二〇三、字矢代西ヶ輪渡瀬二二〇四、二二〇六の一、二二〇六の二(次の図に示す部分に限る。)、字矢代東側津エケ平二二〇八の三、二二〇八の四、字矢代西ヶ輪家ノ上二二二二、字矢代鼠竹ノ浴二二三九の一、二二三九の二(次の図に示す部分に限る。)、二二四一から二二四三まで、字矢代河原谷二二四六の一、二二四六の二、二二四八、二二五一、二二五二、二二五六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字東長野字枇杷ヶ谷七の一、八、九、字下山一五の二二、一五の一三、菊川町大字貴飯字木ヲトシ一〇七の一、一〇七の三、字高見城一四二の一から一四二の三まで、一七七の四、一七七の六、一七七の七、一七八の一から一七八の三まで、字トイガ迫一四三、字松尾原一四七の一、一四七の二、字トイガサコ一四八、字樋ヶ迫四六九、八二二、字ラモサコトヒヶサコ八二二の六、菊川町大字吉賀字足迫四六四、四六五の一、四六五の二、四六六、四六七、四六八の一から四六八の六まで、四六九の一から四六九の四まで、四七〇、四七一の一、四七二、四七三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
 路線名 中ノ関港線
 道路の区域

防府市大字植松字正村三〇二の一 地先から 同市大字佐野字四反村一三七二の一 地先まで	区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧	最狭 最広	最狭 最広	終点の変更による 県道高井大道路の 車場線の道路の 区域 (重用)	

山口県告示第三百二十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	区	間	指定の期日
県府環状線	防府市大字江泊字西水尻三〇一の一 地先から 同市大字新田字町人堀二〇三五の一 地先まで		平成二十五年八月十五日

山口県告示第三百二十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	区	間	指定の期日
県府環状線	防府市大字江泊字菟神松原二二四〇 地先から 同市大字新田字町人堀二〇三五の一 地先まで		平成二十五年八月十五日



(二七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 くじらと鳥想い

代表者の氏名 山田 晋太

主たる事務所の所在地 長門市通六七一番地の一

三 定款に記載された目的

地域の住民が生き生きと安心して暮らせる場をつくり、地域住民の情報収集、情報発信及び意識啓発に関する活動等を行い、その活動を通じて、地域住民のつながりを支えるコミュニティの創造、地域福祉の増進及び新産業の創出等を図り、歴史・文化を大切に守りながら、地域の活性化に寄与すること。

(二七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人虹のかけ橋

代表者の氏名 岩佐 光恵

主たる事務所の所在地 光市室積松原一七番一八号

(二七三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年九月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ふるさとの風

代表者の氏名 川上 晴美

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字小野田三〇一六番地の一

(二七四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周防大島自然体感クラブ

代表者の氏名 田中 豊文

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字東安下庄一三九番地の三

(二七五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年八月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワークパソコン 六百十五台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十五年七月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号
- 六 落札金額
五千六百七十四万九百五十円
- 七 入札公告日
平成二十五年六月四日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県公安委員会告示第三十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年九月九日（月曜日）及び同月十日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万三千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円

五	技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十五年九月十日（火曜日）及び同月十一日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料

一万九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となっている事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となっている事項	一千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円

- (一) 日時 平成二十五年九月十二日(木曜日)及び同月十三日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
二千四百五十円
- 備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十五年九月十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百五十円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考
 大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第四十号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年九月十七日(火曜日)及び同月十八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万五千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円

四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十五年九月十八日(水曜日)及び同月十九日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円

備考
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
- 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)

及び教習指導員審査(牽引)
二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月二十日(金曜日)及び同月二十四日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円

四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

五 自動車教習所に関する法令についての知識

六 教習指導員として必要な教育についての知識

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月二十四日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十五年八月九日発行

発行所

山口県知事